

令和4年1月17日

保護者 様

磐田市立豊田南中学校長 上野 正夫
磐田市教育委員会学校教育課長 吉村 康宏

新型コロナウイルス感染症拡大防止について（通知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、適切にご対応いただきありがとうございます。
さて、厚生労働省より、オミクロン株は、感染性が従来株に比べて高い可能性があるという見解が示されています。そのため、学校における感染拡大を防止するため対策を講じてまいります。
保護者の皆様におかれましては、下記のことについてご理解・ご協力をお願いします。

記

- 1 感染者が確認された場合の対応
生徒が感染者と確認された場合は、校長は、感染した生徒を出席停止とします。
また、生徒が濃厚接触者と判定された場合も、同様です。
- 2 感染者との接触等についての聴き取り
生徒に感染が判明した場合や濃厚接触者と判定された場合に、感染者本人への行動履歴等の聴き取りを学校が行い、保健所等へ連絡します。
【聴き取る内容の例】
 - 換気をしていない同一空間で30分以上誰かと過ごしたか。
 - 感染者の飛沫（くしゃみ、咳等）に直接接触した可能性があるか。
 - 手で触れることのできる距離で、マスクを外して感染者と会話や飲食をしたか。
 - 社会体育等で大声を出す活動、呼気が激しくなる運動を共にしたか。
- 3 臨時休業の判断について（状況に応じて検討、決定します。）
 - (1) 臨時休業等を行うことが考えられる条件
 - ・複数の感染者が出た場合
 - ・1名の感染者が判明し、行動調査の結果から、複数の濃厚接触者または濃厚接触者の可能性がある生徒がいると考えられる場合
 - ・感染が確認された生徒が1名であっても、周囲に風邪等の症状で欠席している生徒が複数いる場合
 - (2) 臨時休業等を行う範囲
行動調査の結果から、学校、学年、学級閉鎖の範囲を、教育委員会、学校、学校医、保健所等と相談し決定します。
 - (3) 臨時休業等を行う期間
期間としては、3日程度を目安に、感染の拡大状況、生徒等への影響等を踏まえて、必要な期間を判断します。ただし、状況に応じて、延長の可能性がります。

担当 教 頭
(杉田)
電 話 37-3451